

電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務・工事編】 電子成果品保管管理・利活用マニュアルの改定内容

I 土木部版と農林水産部版への分割について

対象:電子納品運用ガイドライン

電子納品運用ガイドライン(簡易版)〔島根県土木部〕
電子納品運用ガイドライン(簡易版)〔島根県農林水産部〕
に分割した。

【補足説明】

- 島根県公共土木施設維持管理システムの運用(H30. 10. 1)に合わせ、土木部では電子納品の運用方法が変わる(農林水産部は変わらない)ことから、「土木部」版と「農林水産部」版に分割した。

II 電子納品運用ガイドライン・電子成果品保管管理・利活用マニュアルの記述について

対象:電子納品運用ガイドライン、電子納品保管管理・利活用マニュアル

電子納品の定義等の記述を修正・削除した。

【補足説明】

- 「電子納品の定義」、「電子化に対する注意事項」等の項目について記述を修正・削除した。
- 「電子納品の対象・対象外の仕分け」等の項目について記述を修正・削除した。

III 電子納品対象外工事の内容について

対象:電子納品運用ガイドライン、電子納品保管管理・利活用マニュアル

電子納品対象外工事の内容を変更した。

【補足説明】溶け込み版

- 島根県公共土木施設維持管理システムで施設の修繕記録等の情報を登録することから、電子納品対象外工事の内容を見直した。維持管理業務委託(一括)における電子納品について対象となる場合及び対象外となる場合を整理した。

IV SXFブラウザに関する記述について

対象:電子納品運用ガイドライン

S X F ブラウザに関する記述を修正・削除。

【補足説明】

➤SXFブラウザの提供が終了したことから、SXFブラウザに関する記述を修正・削除した。